

南あわじ市  
老人福祉計画及び介護保険事業計画  
【第7期】

概要版

高齢者の笑い声が聞こえるまち  
南あわじ



平成30年3月  
南あわじ市

# 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

高齢化の進展に伴う社会保障給付費の増加は、大きな社会問題となっています。75歳を超えると要介護認定率、受療率ともに上昇することから、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年以降は、社会保障給付費が更に増大すると見込まれています。

後期高齢者が増加する平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築と深化が急務となっています。

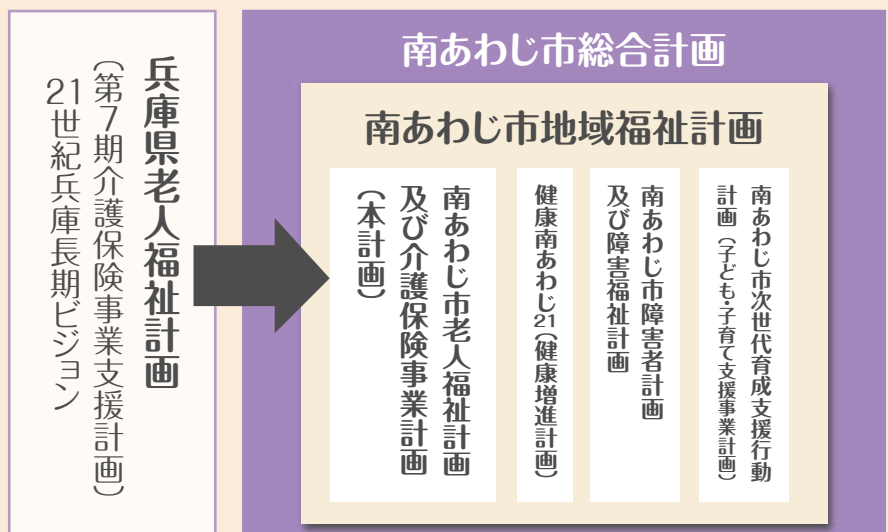
## 2. 計画策定の視点と計画の期間

国の基本指針では、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。第7期計画(平成30~32年度)においては、第6期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくことが求められています。



## 3. 関連計画との関係

本計画は「南あわじ市総合計画」を上位計画とし、その他の保健・医療・福祉施策に関する計画と調和を保ちながら策定しました。



## 4. 日常生活圏域の設定

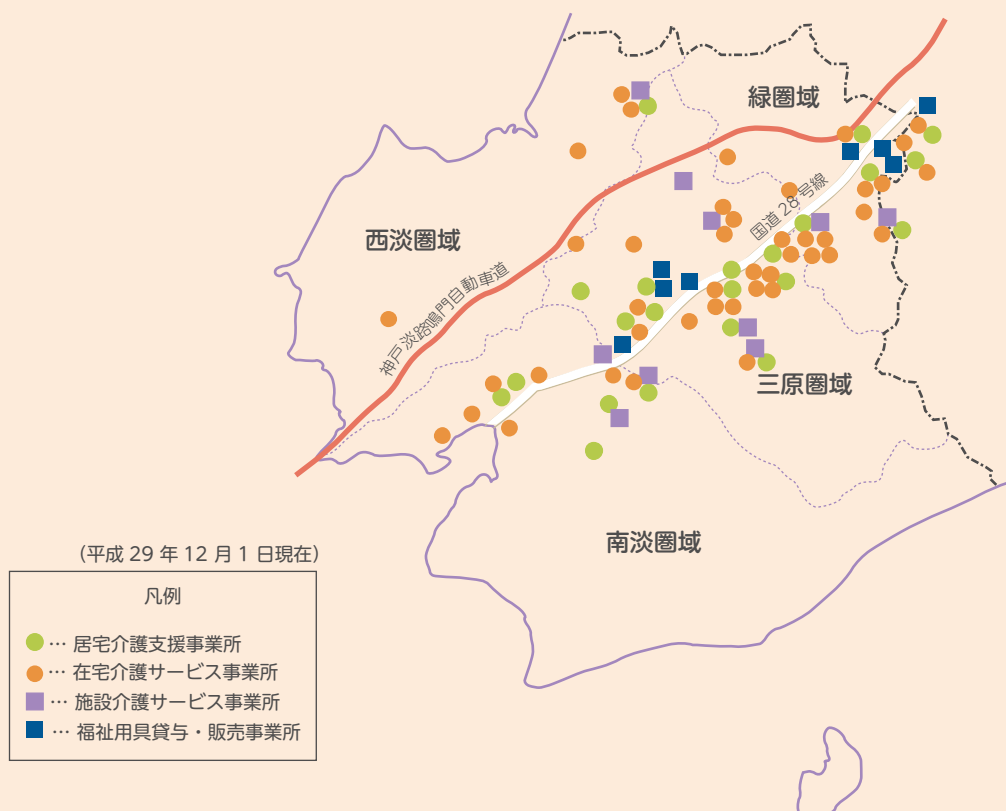
本市では、市民生活に馴染みの深い旧4町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）を日常生活圏域として設定しています。

いずれの圏域においても同水準のサービスが受けられるよう、各圏域の実情を踏まえた基盤整備に取り組むとともに、「南あわじ市地域福祉計画」との整合性を図りながら、インフォーマルサービスとの連携による地域の福祉力の向上に取り組めます。

	面積 (km <sup>2</sup> )	総人口 (人)	65歳以上 人口(人)	高齢化率 (%)
緑圏域	27.890	6,006	1,709	28.5
西淡圏域	56.025	10,340	3,754	36.3
三原圏域	58.350	15,378	4,571	29.7
南淡圏域	86.965	16,521	6,000	36.3
計	229.230	48,245	16,034	33.2

資料:人口は平成29年9月30日現在の住民基本台帳より

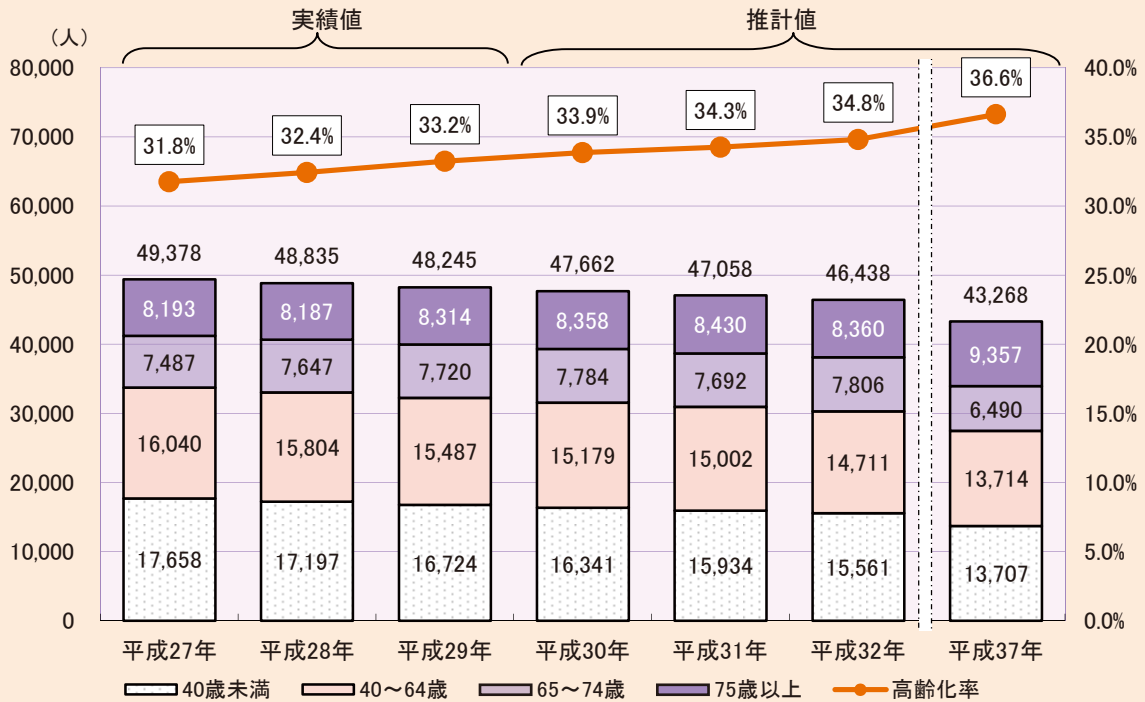
## 介護サービス事業所マップ



# 高齢者を取り巻く現状と将来推計

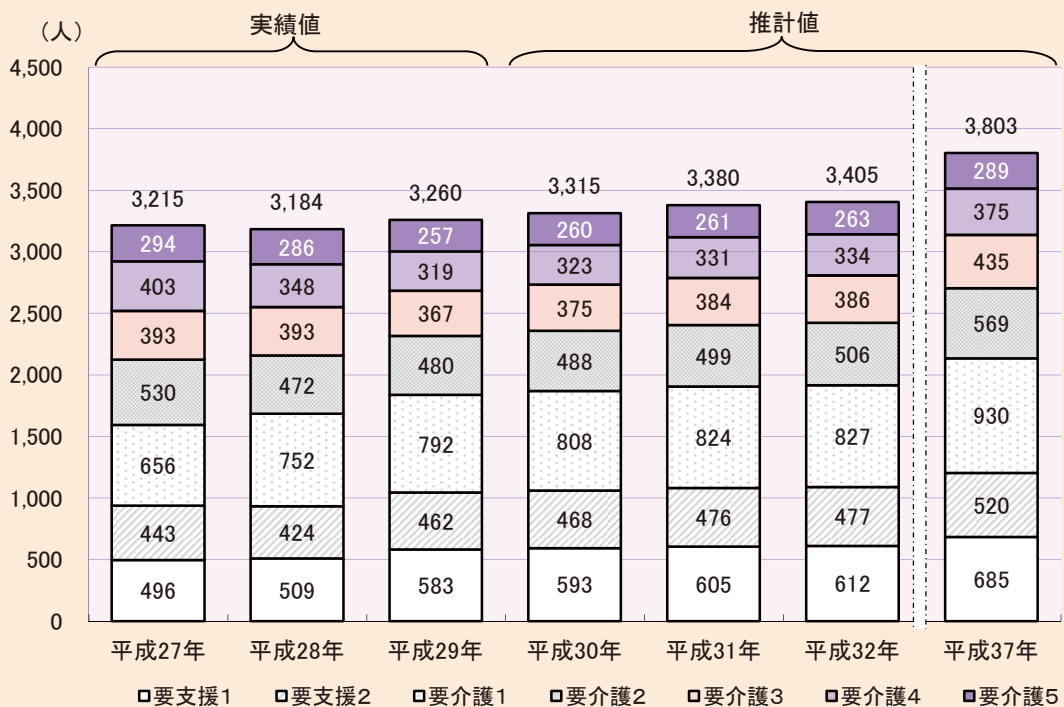
## 1. 人口の推移と将来推計

本市の総人口は緩やかに減少する一方で、65歳以上(第1号被保険者)の人口は、第7期計画期間中横ばいとなる推計で、高齢化率は今後も上昇する見込みです。



## 2. 認定者の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数は、第7期計画期間も緩やかに増加していくと見込まれ、平成37年は後期高齢者の増加に伴い認定者数が、更に増加すると見込まれています。



## 基本理念

地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現により、高齢者の安心、生きがい、地域の人と人のつながりに満ちたまちになることを目指して、『高齢者の笑い声が聞こえるまち 南あわじ』を基本理念に掲げます。



## 重点目標

基本理念の実現を目指すため、前期計画で定めた目標及び兵庫県下での策定指針となる「介護保険事業計画改定に係る県基本指針」を踏まえ、以下の3つの重点目標を定めた施策を展開します。

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の持てる力を活かす支援
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

# 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムとは、「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」を主な構成要素として、それらが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている地域の姿です。

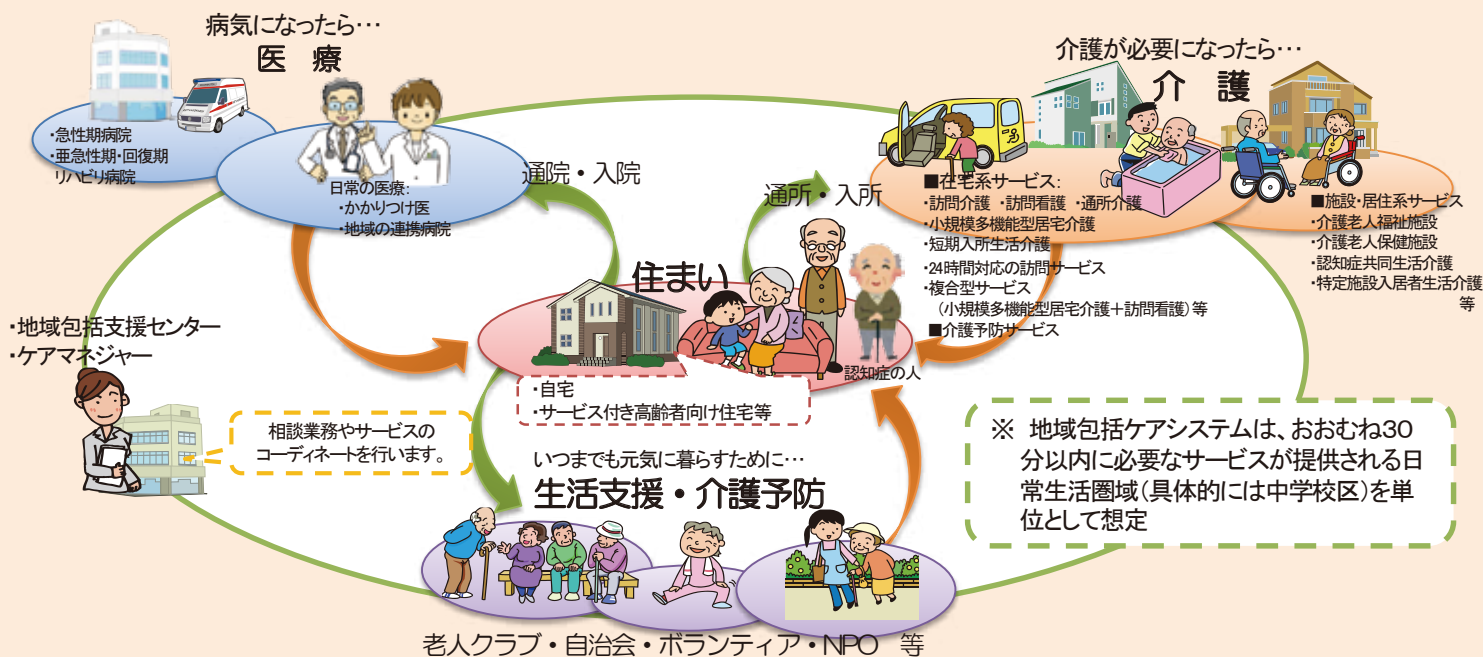


本市では、住まい・医療・介護・予防・生活支援・福祉サービスが一体的、継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した取組を、第5期計画から進めてきました。第6期計画から実施している介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）をはじめとする地域支援事業を中心として、第7期計画では、地域包括ケアシステムを深化させ、より一層の推進を図ります。

また、ボランティア、NPO、自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間企業などの多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の実現に取り組むことで、高齢者だけではなく、障がい者や生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 南あわじ市が目指している地域包括ケアシステムのイメージ

～地域での生活を支える医療・介護・予防・生活支援・福祉サービス・住まい～



## 地域包括支援センター・在宅介護支援センター(ブランチ)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを支援するために、ワンストップ相談窓口として市役所内に地域包括支援センターを設置しています。3職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)を配置して、①介護予防事業、②高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③高齢者に対する虐待の防止、早期発見等権利擁護事業、④支援困難事例への対応等ケアマネジャーへの支援を行っています。

また、身近な地域における相談及び見守り体制の充実を図るため、在宅介護支援センター5か所をブランチとして位置づけて相談窓口の充実に取り組んでいます。

## 生活支援サービス

高齢者等の自立生活や家族による介護を支援するため、本市では様々な生活支援サービス等を実施しています。

外出支援サービス事業	人工透析患者送迎費用助成事業	福祉いきいき住宅改修助成事業
高齢者日常生活用具給付等事業	「食」の自立生活支援事業	緊急通報体制等整備事業
高齢者安心相談事業	軽度生活援助事業	家族介護用品支給事業
家族介護慰労事業	在宅寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業	

## 介護保険サービス

要介護1～5の方は「介護サービス(介護給付)」、要支援1～2の方は「介護予防サービス(予防給付)」が受けられます。介護度に応じて利用できるサービスや単価が異なります。

施設入所は、要介護1～5の方(特別養護老人ホームは原則、要介護3～5)に限られます。

### 在宅生活を続けたい方

- 【在宅で利用するサービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(計画期間中に1か所整備予定)
- 【日帰りで利用するサービス】 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- 【暮らしの質を高めるサービス】 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修
- 【短期入所サービス】 短期入所生活介護、短期入所療養介護
- 【その他のサービス】 小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援

### 在宅に近い暮らしをしたい方

- 認知症対応型共同生活介護(要支援2以上の方)  
(計画期間中に新たに1か所整備予定)
- 特定施設入居者生活介護

### 施設に入所したい方

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
(計画期間中に新たに1か所整備予定)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院、介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

## 介護保険料(平成30年度～平成32年度)

平成30年度から平成32年度にかけて、第1号被保険者(65歳以上)の方に納めていただく介護保険料は、下記のとおりとなります。年金収入金額、合計所得金額、市町村民税課税状況等に応じて納めていただく金額は異なります。

所得段階	保険料率	年額介護保険料 (下段:月額)	対象者の内容
第1段階	基準額×0.50	31,800円 (2,650円)	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人
第4段階	基準額×0.90	57,240円 (4,770円)	世帯市町村民税課税で、本人は市町村民税非課税の人(前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下)
第5段階	基準額	63,600円 (5,300円)	世帯市町村民税課税で、本人は市町村民税非課税の人(前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える人)
第6段階	基準額×1.20	76,320円 (6,360円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額×1.30	82,680円 (6,890円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	基準額×1.55	98,580円 (8,215円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	基準額×1.60	101,760円 (8,480円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額×1.80	114,480円 (9,540円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	基準額×1.90	120,840円 (10,070円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の人
第12段階	基準額×2.00	127,200円 (10,600円)	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

※第1段階から第3段階には、公費による軽減措置が行われる予定です。

発行年月 平成30年3月

発行 南あわじ市

編集 南あわじ市 福祉部 長寿福祉課

平成30年4月～ 南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話(0799)43-5217 FAX(0799)43-5317